



福岡医発第 237 号 (地)

平成 28 年 4 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震で被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援のポイント
並びに熊本地震への対応に関する児童福祉法による助産の実施について

今般、標記の件について、別紙のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

熊本地震の発生で被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援については、避難所等での生活の長期化により心身の健康への影響が生じることが想定されることから、別添のとおり、避難所で生活している妊産婦、乳幼児の支援のポイント及び被災した子どもたちへの支援のポイントがとりまとめられました。

また、児童福祉法による助産施設については、付近に助産施設がない場合でも助産の実施が行えるよう各自治体において医療機関と調整の上、適切な対応を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ20F)

平成28年4月18日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今 村 定 臣

平成28年熊本地震で被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援のポイント
並びに熊本地震への対応に関する児童福祉法による助産の実施について

今般、標記の件について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より事務連絡がなされ、本会に対して周知方依頼がありました。

熊本地震の発生で被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援については、避難所等での生活の長期化により心身の健康への影響が生じることが想定されることから、別添のとおり、避難所で生活している妊産婦、乳幼児の支援のポイント及び被災した子どもたちへの支援のポイントがとりまとめられました。

また、児童福祉法による助産施設については、付近に助産施設がない場合でも助産の実施が行えるよう各自治体において医療機関と調整の上、適切な対応を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、自治体と連携の上適切な支援が行われるよう、貴会管下郡市区医師会及び貴会管下会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成28年4月17日

公益社団法人	日 本 医 師 会	御中
公益社団法人	日本産科婦人科学会	御中
公益社団法人	日本産婦人科医会	御中
公益社団法人	日本小児科学会	御中
公益社団法人	日本小児科医会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
公益社団法人	日本助産師会	御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

平成28年熊本地震で被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援のポイント

今般の平成28年熊本地震については、必要な医療等の確保に種々御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区あてに送付いたしました。つきましては、貴会会員に対し周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、資料については、厚生労働省のホームページに掲載することとしています。

【別添】

事 務 連 絡

平成28年4月17日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 母子保健担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

平成28年熊本地震で被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援のポイントについて

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般の平成28年熊本地震により、避難所等での生活を余儀なくされている被災者の方々については、避難所等での生活の長期化に伴い、心身の健康への影響が生ずることが想定されます。とくに、妊産婦及び乳幼児に対しては、健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うことが重要です。

このため、避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児に対する支援のポイント及び被災した子どもたちへの支援のポイントについて、別添のとおりまとめましたので、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師等の方にご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

併せて、各都道府県におかれましては、管内市町村に対し広く周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、資料については、厚生労働省のホームページに掲載することとしています。

避難所等で生活している妊産婦、乳幼児の支援のポイント

- 妊産婦、乳幼児の所在を把握する。
- 要援護者として生活環境の確保、情報伝達、食料・水の配布等に配慮する。
- 健康と生活への支援
 - ① 心身の健康状態と症状に応じた対処方法の把握、その対処方法により症状が軽減しているかの判断、症状に応じた対策についての助言をする。
 - ② 災害による生活の変化に応じた対策についての助言をする。
- 妊婦健診や出産予定施設の把握をし、必要に応じて調整をする。
- 乳幼児の保健・医療サービス利用状況の把握と支援
 - ① 乳幼児健診や医療機関受診状況を確認し、必要に応じて受診を調整する。
 - ② 新生児の発育栄養状態、ビタミン K₂ シロップ内服状況、先天性代謝異常検査及び新生児聴覚検査の結果並びに育児不安の有無等を把握し、必要に応じて保健・医療サービス利用を助言する。

6. 【気をつけたい症状】

	妊娠中	妊娠中・産後	産後	乳幼児
医療機関への相談・連絡が必要な症状	☐ 胎動が減少し、1時間以上ない場合 ☐ 規則的な腹緊（お腹の張り）（1時間に6回以上あるいは10分ごと）／腹痛／膣出血／破水など分娩開始の兆候がある場合	☐ 頭痛／目がチカチカするなどの症状がある場合（妊娠高血圧症候群の可能性） ☐ 不眠／気が滅入る／無気力になる／イライラ／物音や揺れに敏感／不安で仕方ないなどが続く場合	☐ 発熱がある場合 ☐ 悪露の増加／直径3cm以上の血塊／悪露が臭い場合（子宮収縮不良、子宮内感染の可能性） ☐ 傷（帝王切開の傷・会陰切開の傷）の痛み／発赤／腫脹／浸出液が出る場合（創の感染の可能性） ☐ 乳房の発赤／腫脹／しこり／汚い色の母乳が出る場合（乳腺炎の可能性） ☐ 強い不安や気分の落ち込みがある場合	☐ 発熱／下痢／食欲（哺乳力）低下がある場合（感染や脱水の可能性） ☐ 子どもの様子がいつもと異なることが続く場合（新生児） 夜泣き／寝付きが悪い／音に敏感になる／表情が乏しいなど（乳幼児） 赤ちゃん返り／落ち着きのなさ／無気力／爪かみ／夜尿／自傷行為／泣くなど
※ 治療中の病気や服薬中の薬がある場合は医療機関に相談				
その他起こりやすい症状		☐ 浮腫 ☐ 便秘 ☐ 腰痛 ☐ おりもの増加／陰部の掻痒感 ☐ 排尿時痛／残尿感 ☐ 肛門部痛／痔（じ）	☐ 母乳分泌量の低下 ☐ 疲れやすい	☐ おむつかぶれ／湿疹 ☐ 赤ちゃんが寝ない／ぐずぐず言う
※ その他起こりやすい症状が続く、悪化する場合は医療機関に相談				

7. 【災害による生活の変化と対策について】

出産に向けた心身の準備や産後の回復、乳幼児は感染予防や体温保持のため、保温、栄養、感染防止、休息などへの配慮が必要であり、優先順位を考え、工夫しながら生活環境を整えることが必要である。

食事・水分

- ・弁当やインスタント食品が中心となると、塩分の摂取量が増加し、むくみが生じやすくなる。支給された食べ

物でも、塩分の濃いものは残すよう伝える。

- ・食事がおにぎりやパンなど炭水化物が中心でたんぱく質やビタミン、ミネラル、食物繊維などが不足しがちになる。可能な限り主食・主菜・副菜をそろえた食事を確保し、バランスの良い食事をとる。栄養補助食品を使用して補うのも一つの方法である。体重の変化をみるなどして、十分な量の食事がとれているかを確認する。
- ・食中毒に注意する。

授乳

- ・母乳育児をしていた場合は、ストレスなどで一時的に母乳分泌が低下することもあるが、その場合も不足分を粉ミルクで補いつつ、おっぱいを吸わせられるよう、安心して授乳できるプライベートな空間を確保できるよう配慮する。
- ・調乳でペットボトルの水を使用する場合は、赤ちゃんの腎臓への負担や消化不良などを生じる可能性があるため、硬水（ミネラル分が多く含まれる水）は避ける。
- ・お湯が用意できない時には、衛生的な水で粉ミルクを溶かす。授乳毎に準備し、残ったミルクは処分する。
- ・哺乳瓶の準備が難しい場合は、衛生的なコップなどで代用する。
- ・哺乳瓶・コップを煮沸消毒や薬液消毒できない時は、衛生的な水でよく洗って使う。

体温維持

- ・赤ちゃんの体温は外気温に影響されやすいので、体温調節に配慮する。保温には、新聞、布団等で身体を包んだり、抱き暖める。暑い時は、脱水症にならないように水分補給をする。汗をかいたときは、なるべく肌着をこまめに替える。

清潔

- ・入浴にこだわらず、体はタオルやウェットティッシュで拭く。特に、陰部は不潔になりやすいので、部分的に洗ったり、拭くようにする。（皮膚の弱い赤ちゃんは、体をウェットティッシュで拭く場合、アルコール成分でかぶれることがあるので注意。）
- ・赤ちゃんのお尻は、おむつをこまめに交換できなかったり、沐浴できなかったりするために、清潔が保ちにくく、おむつかぶれを起こしやすい。短時間、おむつを外してお尻を乾燥させたり、お尻だけをお湯で洗うようにする。（おむつの入手が困難な場合、タオルなどを使って使い捨てるなどの工夫をする。）

排泄

- ・災害時には、トイレに行くのをがまんするために、水分を控える傾向にある。適度に水分を補給する。

睡眠・休息

- ・不眠、暗くなると怖いなどの不安が強い時は、医師に相談し薬剤の使用も検討する。

避難所での生活

- ・気疲れや人間関係のストレスを感じたり、避難所などで子どもが泣き止まず周囲に気を遣う場合がある。一人で思いこまず、感じていることを話し合えるよう調整したり、子どもを持つ家族の部屋を用意し、ストレスを和らげるために子どもを遊ばせる時間を作るなどの環境調整をする。
- ・妊婦、褥婦は、一般の人に比べて血栓ができやすいと言われており、「エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）」にならないよう、水分を適度に取り、屈伸運動・散歩など身体を時々動かして血液の循環をよくする。

ボランティアの活用

- ・災害時は水や物を運んだり、交通手段がなくて長時間歩くなど体に負担がかかるので、積極的にボランティアに手助けを依頼、また、子どもと遊ぶことをボランティアに依頼するなどの調整を図る。

救援物資など

- ・食料（アレルギー対応食品含む）、離乳食、粉ミルク、おむつなどの物資については、避難所等ごとに必要量を把握しておく。

被災した子どもたちへの支援のポイント

1. 子どもの所在を把握する。
2. 子どもの心身の健康状態を把握し、健康状態に応じた助言。必要に応じて、心身の問題に対応できる専門家、医療機関等と連携する。
3. 子どもの生活環境を把握し、生活リズムを整える。子ども同士の安全な遊びの場を確保するなど、子どもらしい日常生活が送れるよう配慮する。
4. 子どもと過ごす親や大人が、子どもの思いや気持ちを受け止められるよう調整する。
5. 食中毒や熱中症対策など季節の変化に応じた健康管理を行う。

子どもの状況把握の視点	支援にあたっての留意点
子どもの所在・健康状態の把握 (1) どこに子どもがいるのか	避難所や地域の中の子どもの居場所マップの作成をする（連携できる施設があればマップに入れる）。
(2) どんな子どもがいるか 1) 年齢分布 2) 居住地域等の近さ 3) ハイリスクの子どもの存在 ①身体的問題（慢性疾患・障害等）を抱えている子ども ②知的／発達障害／心理的問題を抱えている子ども ③生活の自立に困難がある子ども ④被災時に特異な体験をした子ども	年齢、家族構成、被災状況（無理に話すことを促さない）、治療中の病気や薬の使用の有無、心身の健康状態を確認する。 1) 子どもの発達段階によって必要となる関わり方や物品が異なる。 2) 避難先での子ども同士の関係づくりは被災体験の違いや被災前からの知り合いの有無で異なる。 3) それぞれの子どもが必要なケアを受けているかどうかを確認する。 ①食事療法や継続治療の必要な子どもの把握をする。外見上では判断できない疾患を抱えている子どももいることも留意し、声をかけるなどにより把握に努める。薬や処置の継続が必要な病気を持つ子どもは、医療機関とのコンタクトや薬や処置の継続などの対応が必要である。 ②被災前から問題を抱える子どもは、傷つきやすく、避難所などの共同生活では、刺激への反応性が高まることもある。多動・奇声などが周囲から奇異な行動とみなされ、周りとの協調性などに影響を与えることがある。 ③自立移動や生活行動（食事、排泄、睡眠、着脱など）への継続的助助が必要である。 ④家族の死亡、負傷、行方不明や震災時の閉じ込みなど震災体験が、心的外傷となる可能性があり、対応が必要である（専門家や児童相談所などの福祉機関等と連携する）。 参考）親を亡くした子どもへの対応（支援者向け） http://kokoro.nochd.go.jp/uploads/to_child.pdf
(3) 誰というか	誰が子どもの面倒をみているか、子どもとの対話があるかなど、子どもの気持ちをくみ取る大人の存在があるかを把握することで、支援の必要な子どもを見出せる。
(4) どんな行動をとっているか	子どもの心の動きや体の状態は、子ども一人一人を実際に見て、判断する必要がある。継続的に関わりが必要な子どもの個人ファイルを作っておく。
(5) 気になる子どもの言動／反応 発熱、下痢、食欲（哺乳力）低下 ①乳児（夜泣き、寝付きが悪い、少しの音にも反応、表情が乏しくなるなど） ②幼児（赤ちゃん返り、夜尿、落ち着きがない、無気力・無表情、爪かみ・チック、泣く、怒る、震災ごっこ、パニックなど）	・大人が落ち着いた時間を持ち、話しかけたり、スキンシップをとることが大切である。 ・災害の映像を繰り返し見せるなど災害を思い起こすような体験は避ける。 ・このような状況下では通常みられる反応であり、生活への影響が見られない場合には様子を見る。 ・子どもの反応の意味を親・家族へ説明し、一緒に遊んだり、話をしたり、抱きしめて「大丈夫」と伝える方法などを伝える。余震の時は、寄り添い声をかける。 ・必要時には、医師への相談などの調整を行う。

子どもの状況把握の視点	支援にあたっての留意点
子どもの生活環境の把握 ①生活の場としての環境 ・食事、睡眠が規則正しく取れているか ・トイレへ行けるか ・ストレスを発散する場所や機会があるか ②衛生状態（換気、温度、湿度、採光、におい、音、手洗い、うがい、入浴） ③遊び場としての子どもの環境 ・子どもは遊んでいるか ・遊び場は確保されているか ・遊びを監督している人はいるか ④子どもに必要な生活物品の充足	子どもの生活の場と生活状況から、リスクのある子どもの把握や環境調整を行う。 ①食事や睡眠が規則正しく取れ、生活リズムが整うよう支援する。トイレの使用は羞恥心や、閉鎖空間や暗さによる恐怖から控えることがあるため、子どもの気持ちを配慮して、不安な気持ちへの配慮やプライバシーの確保に努める。また、大人に囲まれた生活はストレスが大きいことがあり、ストレスを発散する場所や機会があるかを確認することが必要である。 ②定期的な空気の入換えが必要。ホコリの多い場所ではマスクをするように勧める。手洗い、うがいを行える環境を作る。また、子どもは体温調節ができていないので、汗をかいた後は、水分補給や着替えなどをして体温調整できるよう気にかける。おやつや間食が増えることによる口腔ケア不足に留意する。 ③日中十分に体を動かして遊べる環境を確保する。遊びを通して感情を表出できるようにすることが大切。ただし、無理に感情を引き出すことは避ける。日記や絵を描くことなどで昇華できることもある。 ※子どもががれきの中で遊ぶと危険。また、がれきの処理の時には、ほこりや粉じんが多く発生するため、子どもが外で遊ぶ際の遊び場の安全確保に注意する。 ④紙、クレヨン、ブロック、ぬいぐるみ、ボールなど。

※以下の資料を参考に、母子保健票にて作成しています

○兵庫県立大学 <http://www.coe-cnas.jp/index.html>

○東京都福祉保健 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/saitai_guideline.html

○日本助産師会 http://www.midwifesakurane.jp/midwife.or.jp/pdf/hisai_message.pdf

事 務 連 絡
平成28年4月17日

〔 社団法人日本医師会
社団法人日本産婦人科医会
社団法人日本助産師会 〕 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

熊本地震への対応に関する児童福祉法による助産の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

熊本地震の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にあります。

児童福祉法による助産施設については、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能となっています。

今般、別添のとおり、各自治体あてに、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適切な対応をとっていただくよう連絡したところです。

つきましては、貴会会員におかれましても、御了知頂きたく、周知をお願い申し上げます。

別添

事務連絡
平成28年4月17日

都道府県
各 指定都市 民主主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

熊本地方地震への対応に関する児童福祉法による助産の実施について

熊本地方地震の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にあります。

児童福祉法による助産施設については、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能となっています。

各自治体におかれましては、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適切な対応をとっていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市及び福祉事務所を設置する町村へ周知をお願いいたします。